

第 149 号 (令和 5 年 10 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 公印の新調、改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】	3
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	5
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	6
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	8
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	9
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	10
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	11
△ 港湾施設使用料の徴収事務の委託【港湾局客船事業推進課】	12
△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	13
△ 横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	14

[公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	15
△ 同【経済局商業振興課】	17
△ 同【経済局商業振興課】	19
△ 横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の指定【健康福祉局生活支援課】	21
△ 環境影響評価準備書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	22
△ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	23
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	24
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	25
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	26
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	27
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	28
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	29
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	30
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	32
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	33
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	34
△ 同【建築局調整区域課】	35
△ 同【建築局調整区域課】	36
△ 同【建築局調整区域課】	37
△ 同【建築局調整区域課】	38

△	同	【建築局調整区域課】	39
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	40
△	同	【建築局調整区域課】	41
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	42
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	43
△	同	【建築局建築指導課】	44
△	同	【建築局建築指導課】	45
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	46
△	同	【建築局建築指導課】	47
△	同	【建築局建築指導課】	48
△	同	【建築局建築指導課】	49
△	同	【建築局建築指導課】	50
△	同	【建築局建築指導課】	51
△	同	【建築局建築指導課】	52
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可	【都市整備局市街地整備調整課】	53
△	瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	54
[区告示]			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【港北区地域振興課】	55
[区公告]			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【瀬谷区総務課】	56
△	土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧	【神奈川区神奈川土木事務所】	57
[監査委員]			
△	包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	【監査管理課】	58
[その他]			
△	電子署名に用いる証明書	【総務局行政マネジメント課】	59
△	電子署名に用いる証明書の失効	【総務局行政マネジメント課】	61

告示

横浜市告示第 564 号

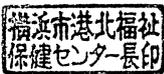
公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市港北福祉保健センター長印（療育手帳及び身体障害者手帳交付事務専用）（こども家庭支援課専用）	令和 5 年 11 月 1 日	 (縦 9 ミリメートル、 横 21 ミリメートル)

2 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印 (税専用 (40-01))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40-02))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40-03))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40-04))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

3 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印 (税専用 (40 - 01))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40 - 02))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40 - 03))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (40 - 04))	令和 5 年 11 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

横浜市告示第 565 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 8 月 4 日	学校法人聖マリア学園	中区滝之上 100 番地	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 10 年 8 月 3 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 35 年 8 月 29 日まで
令和 5 年 9 月 20 日	学校法人神奈川学園	神奈川区沢渡 18 番地	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 10 年 9 月 19 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 35 年 9 月 26 日まで

横浜市告示第 566 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社 M & H	にじげん横浜駅前	神奈川区鶴屋町 3 丁目 35 番地の 8	就労継続支援 B 型
同	株式会社 エンラボ	エンラボカレッジ横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	自立訓練（生活訓練）
同	合同会社 はーとらんど	はーとらんど	中区池袋 3 番地の 5	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 アイトラスト	株式会社 アイトラスト	南区山谷 82 番地の 4	居宅介護
同	合同会社 さざん花	さざん花訪問介護事業所	南区睦町 1 丁目 6 番地の 1	行動援護
同	N P O 法人 るんと	グループホーム それいゆ	南区中里一丁目 22 番 1 号	共同生活援助
同	株式会社 わくわくワーク大石	ヒルサイド横浜	南区中村町 2 丁目 138 番地の 5	共同生活援助
同	株式会社 神奈川福祉文化協会	LLT 介護サービスセンター	港北区新横浜二丁目 7 番地の 20	行動援護
同	株式会社 福祉サポート推進センター	株式会社 福祉サポート推進センター	戸塚区戸塚町 4, 948 番地の 4	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 K U K U R U	はたらすく	青葉区あざみ野二丁目 12 番地の 5	就労継続支援 B 型
同	株式会社 日本アメニティライフ協会	ともがき横浜	青葉区みたけ台 28 番地の 7	共同生活援助
同	株式会社 ケアリッツ・アリッツ	ケアリッツあざみ野	青葉区あざみ野二丁目 7 番地の	居宅介護

	アンド・パートナーズ		6	
令和 5 年 10 月 1 日	株式会社 LIT IT ALI CO パート ナーズ	LIT ALI ICO ワー クス 横 浜 西 口 第 3	神奈川区台町 17 番地の 1	就労移行支 援
同	株式会社 つこに こケ ア	株式会 社に こケ ア 横 浜	西区中央一丁目 19 番 5 号	居宅介護、 重度訪問 介護、行 動援 護
同	就労支援 カレッジ 株式 会 社	就カレ チャ レン ジ	中区山下町 223 番地の 1	就労継続 支援 B 型
同	株式会 社 R o . t o . S u	土屋訪 問介 護事 業所 横 浜 南 セ ン ター	南区二葉町 2 丁 目 18 番地の 5	居宅介護、 重度訪問 介護
同	S O M P O ケア株 式会 社	ネクス ア東 戸塚 訪問 介 護 事 業 所	戸塚区品濃町 53 9 番地の 3	居宅介護
同	社会福 祉横 浜市 福 祉 協 会	横浜市 福協 サ一 ビス 会訪 護問 看こ 護う な	港南区港南中央 通 7 番 21 号	居宅介護
同	株式会 社若 武者 ケア	若武者 瀬谷 ケア 事業 所	瀬谷区瀬谷四丁 目 5 番地の 9	居宅介護、 重度訪問 介護
同	株式会 社若 武者 ケア	若武者 栄事 業所	栄区飯島町 1,43 5 番地の 10	居宅介護、 重度訪問 介護
同	S O M P O ケア株 式会 社	ネクス ア青 葉台 訪問 介 護 事 業 所	青葉区みたけ台 22 番地の 16	居宅介護
同	株式会 社エ ム デー エ ム	L i f e w i t h g r e e n ポ ト ス	都筑区牛久保西 一丁目 24 番 45 号	就労継続 支援 B 型

横浜市告示第 567 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	株式会社 N・フィールド	S o c i a l w o r k o f f i c e D & L i f e 横浜	中区長者町 4 丁目 10 番地の 10
同	あいの塾株式会社	あいの相談支援 事業所	緑区中山一丁目 17 番 10 号

横浜市告示第 568 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 5 月 31 日	合同会社 Y U P P Y	ゆっぴいの家	磯子区杉田七丁目 19 番 8 号	共同生活援助
令和 5 年 7 月 20 日	株式会社 つぼみ	つぼみ	旭区上川井町 178 番地	居宅介護
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社 かじっく	訪問介護 ほかんわか	港南区芹が谷三丁目 1 番 19 号	居宅介護
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社 花菱グループ	ケアステーション・花菱	中区常盤町 5 丁目 57 番地	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 共生	ライフリー大場	青葉区荏田町 297 番地の 3	同行援護
同	株式会社 横浜ケアセンター	みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3	居宅介護
令和 5 年 8 月 31 日	N P O 法人 それいゆ	グループホーム「ひまわり」	南区中里一丁目 22 番 1 号	共同生活援助
同	株式会社 雅	横浜ヘルパーステーション・港南	港南区港南台三丁目 4 番 40 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 サードステージ	ともがき横浜	青葉区みたけ台 28 番地の 7	共同生活援助
同	株式会社 みらい	みらいケアサービス	磯子区岡村七丁目 17 番 6 号	重度訪問介護

横浜市告示第 569 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人 県央福祉会	横浜市中山みどり園	緑区 中山二丁目 2 番 3 号
令和 5 年 6 月 30 日	あんしんケアマネジメント株式会社	あんしんケア	西区 高島二丁目 10 番 13 号
同	社会福祉法人 白根学園	光の丘相談室	旭区 白根七丁目 10 番 6 号
同	有限会社 金沢ヘルパーステーション	金沢ヘルパーステーション	金沢区 能見台通 3 番 3 号
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社 ハートフルリテラ	ハートフルリテラ	戸塚区 上矢部町 2,035 番地の 7
同	有限会社 アイ・ビー・エー	あいケアマネジメントサービス	緑区 長津田四丁目 13 番 10 号
令和 5 年 8 月 1 日	合同会社 アダプトスロー	あだぷとデパーチャー	瀬谷区 瀬谷四丁目 10 番地の 5

横浜市告示第 570 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
S O M P O ケア株式会社	ネクサスコ ート本郷台	栄区飯島町 1, 382 番地	令和 5 年 10 月 1 日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護

横 浜 市 告 示 第 571 号

港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り 、 港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
新 港 ふ 頭 客 船 タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 3 番 5 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 572 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号ウの表中

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区本牧ふ頭	715,558
-----------------	--------	---------

」

を

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区本牧ふ頭	759,801
-----------------	--------	---------

」

に改める。

第 11 項の表中

「

本牧ふ頭 I	中区本牧ふ頭	778,108
本牧ふ頭 II	同	1,252,896

」

を

「

本牧ふ頭 I	中区本牧ふ頭	755,200
本牧ふ頭 II	同	1,275,804

」

に改める。

横浜市告示第 573 号

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示（令和 4 年 3 月横浜市告示第 160 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

第 1 項第 1 号イの表中

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	715,558
-----------------	---------

」

を

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	759,801
-----------------	---------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 612 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

B U O N O T O W N A K E B O N O

中 区 曙 町 3 丁 目 33 番 地 の 1 ほか

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

鹿 島 リ ー ス 株 式 会 社

代 表 取 締 役 稲 葉 仁

東 京 都 港 区 元 赤 坂 1 丁 目 6 番 6 号

ほか 1 者

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ウ エ ル シ ア 薬 局 株 式 会 社 代 表 取 締 役 松 本 忠 久 東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 2 丁 目 2 番 15 号 ほか 3 者	ウ エ ル シ ア 薬 局 株 式 会 社 代 表 取 締 役 田 中 純 一 東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 2 丁 目 2 番 15 号 ほか 3 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 3 月 1 日

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 代 表 者 変 更 の た め

2 届 出 年 月 日

令和 5 年 9 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 613 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

翠松ビル

港北区樽町三丁目 12 番 25 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社翠松

代表取締役 松本昇平

港北区樽町三丁目 10 番 40 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 393 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 240 台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 3 か所、出 口 3 か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	数 入口 1 か所、出 口 1 か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 6 年 6 月 1 日ほか

(5) 変更する理由

駐車場運営計画の変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 29 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 614 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

二俣川駅北口共同ビル
旭区二俣川 1 丁目 3 番地の 2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名
株式会社相鉄アーバンクリエイツ
代表取締役 左 藤 誠
西区南幸二丁目 1 番 22 号
ほか 9 者

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 7 時 30 分（年間 120 日 午後 8 時）	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 8 時（年間 120 日 午後 8 時 30 分）まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付 図面（変更前）記載のとお	数 入口 2 か所、出口 2 か所 位置 届出書の添付 図面（変更後）記載のとお

	り	り
荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 5 時から午後 10 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和 5 年 10 月 6 日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社サン・フレッシュ 代表取締役 那須野 勲 千葉県柏市末広町 15 番 2 号 ほか 7 者

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 29 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 615 号

横 浜 市 寿 町 健 康 福 祉 交 流 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
 基 づ き 、 横 浜 市 寿 町 健 康 福 祉 交 流 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次
 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 寿 町 4 丁 目 14 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 寿 町 健 康 福 祉 交 流 協 会 理 事 長 豊 澤 隆 弘	令 和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 11 年 3 月 31 日 まで

横浜市公告第 616 号

環境影響評価準備書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、2027 年国際園芸博覧会に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があったので、条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、当該準備書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第 28 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
 事務総長・代表理事 河村正人
 中区住吉町 1 丁目 13 番地
- 2 対象事業の名称
 2027 年国際園芸博覧会
- 3 対象事業が実施されるべき区域
 旭区上川井町及び瀬谷区瀬谷町
- 4 縦覧場所
 中区本町 6 丁目 50 番地の 10
 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
 横浜市旭区役所総務部区政推進課
 瀬谷区二ツ橋町 190 番地
 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
 令和 5 年 10 月 25 日から令和 5 年 12 月 8 日まで

横 浜 市 公 告 第 617 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 北 仲 通 北 地 区 B-1 地 区 新 築 工 事 に
係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 618 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 (平 成 14 年 法 律 第 53 号) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 6 番 の 1、 6 番 の 2 及 び 6 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 619 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 大 黒 町 18 番 の 15 及 び 18 番 の 46 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 620 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 神 戸 町 129 番 の 5 及 び 129 番 の 6 並 び に 桜 ヶ 丘 一 丁
目 11 番 の 118 、 11 番 の 119 及 び 11 番 の 120 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合
物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 621 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 神 戸 町 129 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 622 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 鴨 志 田 町 字 明 下 入 1,080 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 623 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 鴨 志 田 町 字 明 下 入 1,080 番 の 1 及 び 1,092 番 の 1 の 各 一
部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合
物

横浜市公告第 624 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 1 月横浜市公告第 11 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

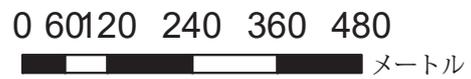
- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
中区寺久保地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

横浜市中区の一部
解除する形質変更所要届出区域：■



横浜市公告第 625 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
中里町第一公園	南区中里三丁目 272 番の 7	別図のとおり 915 m ²	立入禁止	令和 5 年 11 月 13 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
平楽公園	南区平楽 14 7 番の 3	別図のとおり 2,086 m ²	立入禁止	令和 5 年 11 月 13 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
瀬戸ヶ谷町第三公園	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 151 番の 7	別図のとおり 1,401 m ²	立入禁止	令和 5 年 10 月 25 日から令和 6 年 1 月 25 日まで
富岡総合公園	金沢区富岡東二丁目 9 番	別図のとおり 219,208 m ² のうち 11,748 m ²	立入禁止	令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 626 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 8 月 31 日	11216	株 式 会 社 神 奈 川 ク リ ー ン サ ー ビ ス	(新) 齊 藤 耕 介	鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 5 番 18 号
			(旧) 齊 藤 明	
令 和 5 年 9 月 1 日	11706	(新) 有 限 会 社 千 田 建 設	千 田 亮	(新) 栄 区 飯 島 町 1,381 番 地 の 2
		(旧) 有 限 会 社 千 田 建 設 横 浜 営 業 所		(旧) 栄 区 長 沼 町 319 番 地

横浜市公告第 627 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 3 月 25 日 第 2021 開 712 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県三枚町 266 番地の 6
株式会社三枚不動産
代表取締役 織茂誠一
神奈川県三枚町 640 番地
株式会社宮武不動産
代表取締役 餅田一男
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区常盤台 242 番の 48、242 番の 362、242 番の 364 及び 242 番の 403 から 242 番の 405 まで

横浜市公告第 628 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 7 月 21 日 第 2022 開 1307 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
藤沢市湘南台 1 丁目 1 番地の 21
株式会社一平不動産
代表取締役 廣木正雄
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区東俣野町 1,086 番の 6 の一部、1,086 番の 9 から 1,086 番の 16 まで、1,207 番の 13 の一部、1,207 番の 14 の一部、1,207 番の 15、1,207 番の 45 の一部、1,207 番の 48、1,207 番の 51 の一部、1,207 番の 52 の一部、1,207 番の 53、1,207 番の 58、1,207 番の 59、1,207 番の 62、1,207 番の 63、1,207 番の 67 から 1,207 番の 71 まで及び 1,207 番の 73 から 1,207 番の 80 まで

横浜市公告第 629 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 11 月 18 日 第 2022 開 1207 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区みなとみらい三丁目 7 番 1 号
積水ハウス株式会社神奈川東支店
支店長 伊丸和宏
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区東本郷四丁目 661 番の 1、661 番の 2 の一部、661 番の 4 から 661 番の 9 まで、661 番の 11 から 661 番の 16 まで、720 番の 1 の一部、720 番の 3 の一部及び 722 番の 1 の一部

横 浜 市 公 告 第 630 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 17 日 第 2022 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 8 番 地 の 9
テ イ ケ イ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 桐 田 藤 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 鶴 ケ 峰 二 丁 目 46 番 の 23 の 一 部 、 46 番 の 24 、 46 番 の 31 の 一 部
、 46 番 の 34 、 46 番 の 56 、 46 番 の 57 の 一 部 、 46 番 の 61 、 46 番 の 64 か
ら 46 番 の 86 ま で 及 び 81 番 の 9

横浜市公告第 631 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 2 月 22 日 第 2022 開 1121 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川区鶴屋町 1 丁目 7 番地の 12
株式会社ハウプラン
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区岸根町 405 番の 1 の一部、405 番の 3、405 番の 12 から
405 番の 14 まで、406 番の 1 の一部、406 番の 2 の一部、406 番
の 56、406 番の 57 及び 411 番の 3 の一部

横 浜 市 公 告 第 632 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 5 日 第 2023 開 1102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 7 番 2 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 2,107 番 の 1 及 び 2,107 番 の 3 か ら 2,10
7 番 の 12 ま で

横浜市公告第 633 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 1 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 10 月 12 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
29.04 m
- 5 指定の場所
鶴見区鶴見中央五丁目 933 番の 6
- 6 申請者の氏名
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 香山裕司

横 浜 市 公 告 第 634 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 10 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
30.06 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 六 角 橋 五 丁 目 789 番 の 20
- 6 申 請 者 の 氏 名
タ ク エ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 瀬 口 力

横 浜 市 公 告 第 635 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 10 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 北 区 岸 根 町 405 番 の 12
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

横 浜 市 公 告 第 636 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 132 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 10 月 6 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
53.60 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 仲 手 原 二 丁 目 273 番 の 6 地 先 か ら 277 番 の 6 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 637 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 10 月 11 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

8.40 m

4 廃 止 の 場 所

緑 区 上 山 二 丁 目 559 番 の 1 及 び 559 番 の 10 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 638 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 10 月 4 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
8.67 m
- 4 廃 止 の 場 所
戸 塚 区 下 倉 田 町 790 番 の 6 の 一 部

横浜市公告第 639 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 34・85 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 9 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
74.00 m
- 4 廃止の場所
港南区芹が谷四丁目 925 番の 10 地先から 926 番の 86 地先まで

横浜市公告第 640 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・73 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 10 月 6 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.30 m、4.60 m、8.60 m 及び 15.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
424.00 m
- 5 廃止の場所
旭区二俣川 2 丁目 34 番の 9 地先から 86 番の 10 地先まで、二俣川 2 丁目 34 番の 9 地先から万騎が原 32 番の 6 地先まで、万騎が原 33 番の 1 地先から 35 番の 6 地先まで及び 35 番の 13 地先から 36 番の 11 地先まで

横浜市公告第 641 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・66 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 10 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
28.00 m
- 5 廃止の場所
磯子区森が丘一丁目 1,811 番の 41 地先から港南区上大岡東二丁目 876 番の 44 地先まで

横浜市公告第 642 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 45・3 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 10 月 11 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
176.35 m
- 4 廃止の場所
金沢区片吹 110 番の 115 地先から 110 番の 118 地先まで及び 110 番の 116 地先から 136 番の 27 地先まで

横浜市公告第 643 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 31・65 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 10 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
99.50 m
- 5 廃止の場所
緑区長津田町 3,167 番の 6 地先から 3,172 番の 4 地先まで

横浜市公告第 644 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 37・27 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 10 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
81.40 m
- 5 廃止の場所
泉区白百合二丁目 836 番の 296 地先から 836 番の 327 地先まで
及び 836 番の 297 地先から 836 番の 311 地先まで

横 浜 市 公 告 第 645 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 10 月 11 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
0.35 m
- 4 廃 止 の 場 所
中 区 滝 之 上 9 番 の 2 地 先

横浜市公告第 646 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 28 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 31 日まで
- 3 施行地区
瀬谷区瀬谷四丁目 1 番の 3、2 番の 1 から 2 番の 15 まで、3 番の 1 から 3 番の 17 まで、4 番の 1 から 4 番の 7 まで、5 番の 24 から 5 番の 26 まで、5 番の 29、5 番の 30、24 番の 67、24 番の 68、（筆界未定 2,449 番の 2、2,450 番の 2、2,453 番の 3、2,467 番の 2、2,468 番の 2 及び 2,471 番の 2）の一部、2,475 番の 4 の一部、2,475 番の 5、2,475 番の 10、2,475 番の 11、2,476 番の 7、（筆界未定 2,476 番の 8 及び 2,480 番の 5）の一部、2,479 番の 4、2,479 番の 6、2,480 番の 7、2,482 番の 4 の一部、2,483 番の 3 の一部、2,483 番の 4、2,512 番の 3、2,512 番の 5 及び無地番並びに瀬谷五丁目（筆界未定 2,259 番の 3 及び 2,259 番の 9）の一部、2,259 番の 8 の一部及び（筆界未定 2,260 番の 3、2,270 番の 3 及び 2,280 番の 4）の一部
- 4 事務所の所在地
瀬谷区中央 1 番地の 6
- 5 設立認可の年月日
平成 28 年 12 月 5 日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和 5 年 10 月 25 日

横浜市公告第 647 号

瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

区 告 示

港 北 区 告 示 第 1 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 新 吉 田 本 町 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 港 北 区 長 漆 原 順 一

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	吉 岡 敏 夫 港 北 区 新 吉 田 東 一 丁 目 78 番 20 号	須 泉 誠 一 郎 港 北 区 新 吉 田 東 一 丁 目 63 番 34 号

区 公 告

瀬谷区公告第 8 号（令和 5 年 10 月 10 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八 千 代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 23 - 79 浜 横浜	令和 4 年 11 月 10 日
横 7 - 99 浜 横浜	令和 4 年 11 月 12 日
横 36 - 95 浜 横浜	令和 4 年 12 月 29 日

神奈川県公告第 149 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 23 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、又、同法第 25 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

- 1 起業者の名称
横浜市
- 2 事業の種類
市道片倉六角橋線（神大寺地区）道路改良事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
神奈川県神大寺一丁目地内、神大寺四丁目地内、六角橋四丁目地内及び六角橋五丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 縦覧場所
神奈川県神大寺二丁目 28 番 22 号
横浜市神奈川土木事務所
- 5 縦覧期間
令和 5 年 10 月 25 日から令和 5 年 11 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 11 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和
22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 5 年 10 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充
同	大	山	し	ょうじ

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 横浜市長（公共事業用地費会計消費税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = YokohamaShicho KokyoJigyoYochihiKaikeiShohizeiShinkoku JimuSenyo OU = Fuashiriteimanejimentosuishinka OU = Fuashiriteimanejimentosuishinbu OU = Fuashiriteimanejimentosuishinshitsu OU = Zaiseikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU = Organization CA R2 O = LGPKI2 C = JP
使用を開始する日	令和 5 年 10 月 25 日
有効期限	令和 10 年 10 月 2 日
シリアル番号	5b 87 96 45
フィンガープリント	6e 67 d3 7c 89 af ee 03 3f d4 47 f8 16 31 5f cd 14 49 4d be

2 栄区長（栄区総務課法定調書事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = SakaekuchoSakaekuSomukaHoteichoshojimusenyō OU = Somuka OU = Somubu OU = Sakaeku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上	地方公共団体組織認証基盤 OU = Organization CA R2

での表示	0 = LGPKI2 C = JP
使用を開始する日	令和 5 年 10 月 25 日
有効期限	令和 10 年 10 月 2 日
シリアル番号	5b 87 96 44
フィンガープリント	4e d2 9c a9 d0 91 3b 41 8f c7 55 33 4a ca 48 01 ea 68 14 b1

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市長（公共事業用地費会計消費税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = YokohamaShicho KokyoJigyoYochihiKaikaiShohizeiShinkoku JimuSenyo OU = Kanzaika OU = Kanzaibu OU = Zaiseikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU = Organization CA R2, O = LGPKI2, C = JP
使用を終了した日	令和 5 年 10 月 3 日
シリアル番号	5b 87 6b 71
フィンガープリント	cf d6 78 11 9e 44 a4 76 00 55 0e 87 5a 7f 5d eb 42 7d 8e d8

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。